

# 令和4年第7回教育委員会会議記録

令和4年5月25日（水）

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名  
日程第 2 議案第1号 八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について  
日程第 3 議案第2号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について  
日程第 4 議案第3号 八雲町学校運営協議会委員の任命について  
日程第 5 議案第4号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について  
日程第 6 議案第5号 令和4年度教育費補正予算の意見聴取について  
日程第 7 その他

## ◎出席者

教育長	土井寿彦
委員	松永正実
委員	福田浩子

## ◎欠席者

委員	羽田圭吾
委員	神原伸哉

## ◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	三坂亮司
学校教育課長補佐	松浦真理子
学校教育課施設係長	若山晋悟
社会教育課長兼図書館長	佐藤真理子
社会教育課長補佐	長谷川聡司
社会教育課文化財係長	大谷茂之
体育課長	伊藤勝
学校給食センター一次長	鈴木ゆかり

【開会 午前10時00分】

### ◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第7回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は3名です。定足数の出席を認めます。よって、令和4年第7回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

### ◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター次長 議案第1号八雲町学校給食センター運営委員の委嘱についてご説明いたします。議案書1ページになります。

学校給食センター運営委員会については、八雲町学校給食センター設置条例第4条により給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内の組織とし、委員は、学校職員、父母の代表者、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

この度の委嘱は、運営委員を務めていただいていた学校長の異動及びPTA役員の改選に伴う欠員が生じたため、委員の補充として、議案記載の8名を委嘱するものであります。

なお、委嘱日は令和4年4月1日、任期は条例第4条第3項の規定により、前任者の残任期間であります令和4年9月30日までとなっております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案第2号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命についてご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。

本件は、令和3年10月1日から任命しておりました委員1名について、4月1日付人事異動により欠員が生じたことから、欠員補充を行うものです。

スポーツ基本法第31条では、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査させるためスポーツ推進審議会を置くことができることとなっており、八雲町スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとしており、現在5名を任命しております。

この度欠員となったのは、児童生徒スポーツ振興の関係者として、中学校体育連盟から任命している委員で、同連盟から任命するものです。

任命する委員は、議案書記載のとおりで、4月1日付人事異動に伴う八雲町校長会人事により八雲町中体連理事長に就任したことから任命するものです。

任期は、令和4年4月1日から令和5年9月30日までの前任者の残任期間となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定で、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 案第3号八雲町学校運営協議会委員の任命について説明いたします。議案書3ページをお開きください。

学校運営協議会委員については、令和4年4月26日開催の第5回教育委員会会議において、4中学校区合わせて54名の任命について可決いただきましたが、この度、八雲中学校区の地域住民から議案書記載のとおり新たに委員1名を任命しようとするものであります。

この度の追加により、八雲中学校区の学校運営協議会委員は15名となり、4中学校区合計で55名となります。

なお、任期は規則第6条の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第3号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案4号八雲町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。議案書4ページをご覧ください。

本件は、令和3年10月1日に委嘱しましたスポーツ推進委員のうち、学校関係から委嘱していた1名について、この度、選出校の校内分掌体制が変更になったことにより欠員が生じたため、補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有する者の中から、市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなり、現在、定員20名のところ14名を委嘱しています。

このことから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により、欠員となった委員1名を委嘱するもので、委嘱する委員は議案書記載のとおりで、前任者の校内分掌体制が変更となり欠員となったため、前任者が所属していた学校から選出され学校長の推薦を受け、この度委嘱するものです。

なお、委員の任期は本年4月1日に遡って委嘱することとし、前任者の残任期間の令和5年9月30日までとなっております。

以上、議案第4号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「令和4年度教育費補正予算の意見徴収について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第5号令和4年度教育費補正予算の意見聴取についてご説明いたします。議案書5ページをお開きください。

本件は、6月7日開会予定の令和4年第2回八雲町議会定例会に提案する令和4年度教育費補正予算について、去る5月13日開催の第6回教育委員会会議でご協議いただいたところですが、この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づ

き、八雲町長から教育委員会の意見を求められたので意見なしとするものであります。

この度の補正は、八雲中学校大規模改修事業に係るものです。

八雲中学校は、昭和55年の校舎建設後40年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから安全性や機能性を確保し、併せて空調設備やトイレ環境の改善など教育環境の質的改善を図るため、本年度から2か年の整備計画に対し、文部科学省の学校施設環境改善交付金が認められたことから補正予算を計上するものです。

それでは補正予算の内容について説明いたします。議案書6ページになります。

歳出予算10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、12節委託料は、工事管理業務委託料で、前回協議させていただきました際には、167万4千円の要求でありましたが、文部科学省の学校施設環境改善交付金を可能な限り追求したことにより、査定後は13万8千円の増額の181万2千円となっております。

14節工事請負費は工事請負費で、12節同様に742万5千円の増額で、9千920万8千円となっております。

以上、歳出の合計は756万3千円の増額の1億102万円となっております。

次に、歳入ですが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金は、歳出に対応した令和4年度分の学校施設環境改善補助金であり、21万3千円の増額の2千912万3千円となっております。

続きまして、債務負担行為の補正であります。議案書7ページになります。

7億3千989万9千円は次年度分の事業費であり、歳出で説明したとおり令和4年度分の事業費増額に伴い、756万3千円の減額となっております。

以上、議案第5号令和4年度教育費補正予算の意見聴取についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第7 その他

○教育長 日程第7 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

## ◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和4年第7回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時16分】